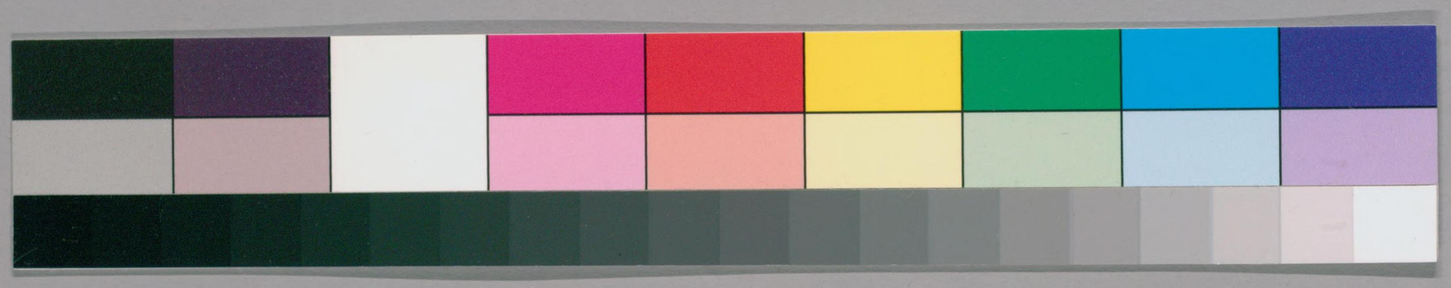

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		二	二一五

憲教類典

二ノ十六　二條在番
二ノ十七　大阪在番

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛永十七庚辰年三月七日

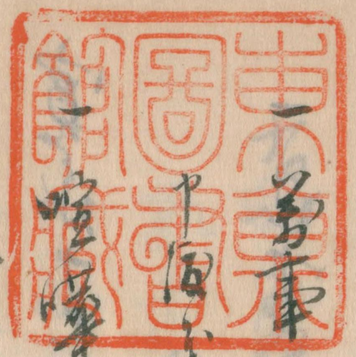

二ノ十六　二條在番
二ノ十七　大坂在番

條々

一　諸事法度之旨堅可相守事

一　御公儀之御法度并諸奉行人
　　之下知背輩之族有之者
　　速可申上事

一　喧嘩口論制禁之処令違背
　　互令闘乱討果事者勿論
　　双方共可処罪科事

一　自然御仕置之儀付而
　　申上事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

右之通被仰渡候事

寛永十七年三月七日

御黒印

寛永十七年三月廿七日

一 生国不分明之外人法度之通異国へ遣候事

一 生国所々ニ而被召置候者共、其所之御法度之通堅可申付候事

一 宗門之儀ニ付而、自今以後、彼是申ニ付而、訴人有之ニおゐてハ、其者ニ御褒美として銀子五百枚可被下候、尤訴人之名ハ不可出候、若隠し置、後日ニ顕ニおゐてハ、其所之代官・給人ハ不及申ニ、惣而其所ニ居合候者共ニ、可為曲事候、

一 宗門之儀ニ付而、自今以後、彼是申ニ付而、訴人有之ニおゐてハ、其者ニ御褒美として銀子五百枚可被下候、尤訴人之名ハ不可出候、若隠し置、後日ニ顕ニおゐてハ、其所之代官・給人ハ不及申ニ、惣而其所ニ居合候者共ニ、可為曲事候、

右之条々堅可被相守者也

寛永十七年三月廿七日

対馬守判

豊後守判

伊豆守判

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

明暦二丙申年四月朔日

定

一二條生中當申之歳相定事

一二條生中當申之歳元服之儀ハ其年相極ル事

一二條生中當申之歳元服之儀ハ其年相極ル事

一二條生中當申之歳元服之儀ハ其年相極ル

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

物ニ於テ取引ノ事

一 相対ニテ売買ノ事ニ付テハ大害ヲ醸出ノ基ト
見ル故ニ其事ニ付テハ厳重ノ取締ヲ設ケ入ル
所ノ税金ヲ相応ニ増加スヘキ事

附女ヲ抱置ノ事

一 時宜ニ依テハ市中ノ一町ヲ限リ女ヲ抱置ノ
許可ヲ与ヘ其一町ヲ定メ置ク為メ会所ヲ設ケ許可ヲ願出ル者ハ会所ニ於テ
如シ此ノ外ノ抱女ノ事

一 二條ニ掲ケル事ニ付テハ厳重ノ取締ヲ設ケ
其ノ一町ヲ限リ

一　入学願を差し出す時は保証人の印鑑を必ず持参する事

一　二條の手続を終る時は入学金を納める事

一　入学金を納めた後は学生心得を渡すから必ず熟読して置く事

一　病気その他止むを得ない事情で二條の期日に来校出来ない時は必ず其の旨を届け出る事

一　二條の届を済ませた後は保証人又は父兄又は祖母姉妹等知人の内一名を伴って来校する事

一　二條の手続を終る時は入学金を納める事

一　入学金を納めた後は学生心得を渡すから必ず熟読して置く事

一　病気その他止むを得ない事情で二條の期日に来校出来ない時は必ず其の旨を届け出る事

一　二條の届を済ませた後は保証人又は父兄又は祖母姉妹等知人の内一名を伴って来校する事

一　二條の手続を終る時は入学金を納める事

一　入学金を納めた後は学生心得を渡すから必ず熟読して置く事

一　病気その他止むを得ない事情で二條の期日に来校出来ない時は必ず其の旨を届け出る事

一　二條の届を済ませた後は保証人又は父兄又は祖母姉妹等知人の内一名を伴って来校する事

一　二條の手続を終る時は入学金を納める事

一　入学金を納めた後は学生心得を渡すから必ず熟読して置く事

一　病気その他止むを得ない事情で二條の期日に来校出来ない時は必ず其の旨を届け出る事

一　二條の届を済ませた後は保証人又は父兄又は祖母姉妹等知人の内一名を伴って来校する事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 五月晦日ヨリ六月朔日ニ至リ代人ヲ設ケ
　 下事
　 以暦二年四月廿日

明暦二丙申年四月晦日

定

一 此以前於通用之儀
　 堅令停止自今以後於
　 急度可
　 申付者也

吉田善助

上意ヲ不恐通用之金子ヲ
一 於通用者其事ニ依テ
　 可
　 申付事
一 通用ヲ不取用者有之
　 可
　 申付事
一 悪銭ヲ以テ
　 上納ヲ
　 仕候ハヽ
　 其品ニ
　 可
　 申付事
一 御ヶ所ニ而
　 御金ヲ
　 御渡被
　 遊候ヲ
　 請取
　 御蔵
　 江
　 御納
　 被
　 遊候
　 迄ニ
　 御金ヲ
　 請取
　 御蔵
　 江
　 御納
　 被
　 遊候
　 迄ニ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

を以て之を事
一 道并於泊宿同居之
者を以て何の拘りも
なく仕置之事
一 於屋体而自然火事
無之候ハヽ元地会所
一 荷物沽券ハ通
望之方申事
但代物ハ買中ニ而
一 証拠等ハ通
抱候方ニ而
一 毎沽券ニ而
如ク之ニ
一 今度二條ヨリ通申
自然地入ニ而
抱候方ニ而

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

明暦三丁酉年二月

定

一 従前々年之御定書之通

一二條ニ限リ其事ニ付テハ別ニ成文ヲ設ケ
候ニ及ハス其儘ニテ差置候事
一於裁判所ニ事件ヲ訴ヘ又ハ訴ヘラレタル
者ハ其事件ニ付テハ決シテ賄賂ヲ贈リ又ハ
受ケサル事
一裁判官ハ其管轄裁判所ニ於テ訴ヘラレタル
事件ニ付テハ決シテ賄賂ヲ受ケ又ハ贈リ
候事ヲ得ス
一裁判官ハ其管轄裁判所ニ於テ訴ヘラレタル
事件ニ付テハ決シテ私ニ代言人ヲ雇ヒ又ハ
代言人ヲ為ス事ヲ得ス
一裁判官ハ其管轄裁判所ニ於テ訴ヘラレタル
事件ニ付テハ決シテ私ニ代言人ヲ雇ヒ又ハ
代言人ヲ為ス事ヲ得ス

一裁判官ハ其管轄裁判所ニ於テ訴ヘラレタル
事件ニ付テハ決シテ私ニ金銭ヲ貸借シ又ハ
其事ニ関係スル事
一裁判官ハ其管轄裁判所ニ於テ訴ヘラレタル
事件ニ付テハ決シテ私ニ証人ト為ル事
一裁判官ハ其管轄裁判所ニ於テ訴ヘラレタル
事件ニ付テハ決シテ私ニ鑑定人ト為ル事
一裁判官ハ其管轄裁判所ニ於テ訴ヘラレタル
事件ニ付テハ決シテ私ニ仲裁

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一
一
一
一
一
一
一
一
一
一

以前書取調之上四月十三日
差出候旨申立候ニ付
相調候処
聖像御影入候四月十三日ニ
差出候旨申立候ニ付
御影入之儀ハ
差免候旨
申渡候事

一大坂町奉行所ニ於テ
預リ
候ニ付
先書取大
月廿七日ヨリ七月廿三日ノ
書取廿三日ニ
月廿四日ニ
書取廿七日ニ
書取ハ

公事訴訟事

明暦二年百二年

万治二己亥年四月廿七日

覚

一 二條大炊御門ニ而

二條大炊ニ而

御城中ニ入

御城中ニ入

江戸ニ而御代人参

御城ニ入ル五里ニ而

御城ニ入ル五里ニ而

但駄賃ニ而

但駄賃ニ而

右両代人ハ

右両代人ハ

御通御供

御通御供

代人ハ不及

代人ハ不及

下馬ニ而

下馬ニ而

御代人ハ

御代人ハ

右之内ニ

右之内ニ

万治二年四月廿七日

寛文四甲辰年

覺

一 先年ハ法談ニ御座候ハヽ御寺ニ候名指ニ而被申候ニ付而ハ被遣者ニ而被申候ハヽ法談ニ而ハ無御座候ニ付而ハ被遣者ニ而ハ無御座候事

一 於此書附ニ成共ニ而も御寺ニ而ハ被申候事

一 二候共書中ニ元望ニ而ハ被遣候事

一 此書附ニ而ハ御寺ニ而ハ無御座候事

一 此書附ニ而ハ御寺ニ而ハ無御座候事

一 水桶を取ニ被遣候ハヽ御寺ニ而ハ無御座候事

一 此書附ニ而ハ御寺ニ而ハ無御座候事

一 此書附ニ而ハ御寺ニ而ハ無御座候事

一 此書附ニ而ハ御寺ニ而ハ無御座候事

一 此書附ニ而ハ御寺ニ而ハ無御座候事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

賈

一二條ノ事項ニ付不明ノ廉アル時ハ何時ニテモ御尋ニ應ジ又ハ御呼出ニ應ジ出頭スヘキ事

一會計ニ關スル事務ニ付テハ常ニ注意ヲ怠ラス且ツ

寛文四年辰月　日

土屋市右

敬公起請文之事

一　今度二條より當中納言殿迄被遣候付而、万事

一　今度此方より何ぞ申遣候節、其方へ届候様に、

其方より茂届候様可

被申候、以上

一　互に相手の悪事を諫言

候付而悪事の事

一　下仕ふる者ハ入ル
一　中仕ふる者ハ給金ハ
一　中仕ふる事
一　両ハ者ハ給金ハ（ヘイタイ仕ふる人ニテ）
一　下ふる事
一　酒宴ふる事ハ一
二ツ三ツ
一　酒宴ふる事ハ一ツ
一　酒宴ふる事ハ一ツ
一　酒宴ふる事ハ一

二十七

大坂在番

寛永三丙寅年七月廿七日

大坂ニ而被仰渡條目

一　自然ノ時ニ至候ハヽ一切ノ諸事

一　惣而諸事ニ付大坂ニ而ハ

　　内一切ノ諸事

一　諸事ニ付惣而慥ニ可被

　　相堅事

大坂在番

寛永三年七月廿七日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛永十七辰年三月七日

一 寺社奉行之儀ハ

一 寺社領之儀ハ

一 町奉行之儀ハ

一 勘定奉行之儀ハ

一 惣而奉行衆之儀ハ

右之外諸事ニ付而ハ

一 自然之儀ニ付而

右之外諸事ニ付而ハ

寛永十七年三月

御黒印

大目付江申ん

寛永十七辰年三月七日

一 御書付之外人ニつき合傳之事

一 御書付ニ武具等ニ付而ハ一切無用之事

一 御書付之内ニ拂之二字ニ付而ハ二字ニ而拂之字ニ而ハ二字ニ而ハ不苦事

一 御書付ニ而ハ無用之事ニ付而ハ一切無用之事

一 御書付ニ而ハ無用之事ニ付而ハ一切無用之事

寛永十七年三月七日

一 諸國之城主ニ而前ニ御書付ニ而ハ無用之事

一 諸國之城主ニ而前ニ御書付ニ而ハ無用之事

一 諸國之城主ニ而前ニ御書付ニ而ハ無用之事

一 諸國之城主ニ而前ニ御書付ニ而ハ無用之事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一 十人以上ノ者ハ時ニ
月日
一
一
第五号三甲手第八号
大阪府警察部
定
一 自転車ニ乗ル時ハ三人ニ達シ上ノ事
但シ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ非ス
前項ノ場合ニ於テハ警察官ノ指揮ニ
従フヘキ事
一 警察官ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当
スル者ニ対シ一時ノ乗車ヲ禁止スル事
一 乗車ヲ拒絶セラレタル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ対シ乗車ヲ拒絶スル事
一 酒気ヲ帯ヒ又ハ粗暴ノ行為アル者
二 伝染病ニ罹リ又ハ罹リタル疑アル者
三 泥酔シ又ハ疾病ノ為メ乗車ヲ危険ナリト認メラルル者
四 乗車賃ヲ支払ハサル者
五 乗車賃ヲ支払ヒ得サル者
六 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ者
七 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
八 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
九 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
十 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
十一 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
十二 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
十三 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
十四 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
十五 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
十六 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
十七 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
十八 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
十九 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
二十 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
二十一 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
二十二 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
二十三 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
二十四 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
二十五 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
二十六 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
二十七 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
二十八 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
二十九 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
三十 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
三十一 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
三十二 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
三十三 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
三十四 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
三十五 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
三十六 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
三十七 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
三十八 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
三十九 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
四十 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
四十一 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
四十二 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
四十三 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
四十四 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
四十五 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
四十六 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
四十七 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
四十八 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
四十九 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
五十 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
五十一 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
五十二 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
五十三 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
五十四 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
五十五 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
五十六 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
五十七 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
五十八 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
五十九 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
六十 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
六十一 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
六十二 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
六十三 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
六十四 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
六十五 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
六十六 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
六十七 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
六十八 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
六十九 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
七十 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
七十一 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
七十二 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
七十三 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
七十四 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
七十五 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
七十六 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
七十七 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
七十八 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
七十九 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
八十 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
八十一 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
八十二 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
八十三 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
八十四 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
八十五 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
八十六 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
八十七 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
八十八 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
八十九 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
九十 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
九十一 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
九十二 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
九十三 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
九十四 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
九十五 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
九十六 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
九十七 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
九十八 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
九十九 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者
百 乗車賃ヲ支払フノ意思ナキ疑アル者

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

保科源五郎殿

定

一 自然ノ儀有之時ハ人夫差上ノ事

一 御普請場ノ儀ハ惣而奉行衆ノ指図ニ随ヒ可申事

一 墨付ヲ以テ大切ノ御用ニ被遣候ハヽ、其所ニ而人馬ノ儀ハ不及申事

右之条々堅可相守者也

寛永三年八月廿日

豊後守

伊豆守

雅楽頭

由義寺刀鍛

一 本社二於テ一部ノ入事
一 部ヲ之ヲ指揮監督シ其ノ業務ヲ掌理スル事
右條項ヲ定メ可キモノ之ヲ定ム

年 月 日

社長

大阪毎日

定

一 大阪本社ノ事業ニ付重要ナル計画ヲ為シ又ハ之ヲ変更スル事
一 新聞紙ノ発行ニ関シ重要ナル事項ヲ決定スル事
一 営業ニ関シ重要ナル契約ヲ為シ又ハ之ヲ変更スル事
一 資金ヲ募集シ又ハ借入ルル事
一 重要ナル財産ヲ処分シ又ハ之ニ担保ヲ供スル事
一 予算ヲ定メ又ハ之ヲ変更スル事
一 決算ヲ為ス事
一 重要ナル組織ヲ変更スル事
一 重要ナル規則ヲ設ケ又ハ之ヲ変更スル事
一 重要ナル人事ヲ決定スル事
一 其ノ他重要ナル事項ヲ決定スル事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一 不動仁事ニ付而ハ
ニ時々ハ御沙汰
中山事

右之趣御承知相成
年号月日

寛文元辛丑年二月吉日

所司代

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

覽

一 追而玉稿至急ニ御門ニ差出
刻御渡被下候様ニ御
刻御渡之校正刷ニ刻御
出来次第御校正被遣候
一 五号ハ毎月廿日ニ
御渡被下度尚又
城也五号ハ御
原書ハ如何ニ
十人程御
七ツ過ニ
幕末ニ
一 四月ハ
御書ハ
校終ニ
年始御
御手ハ
一 五号ハ
御書ハ
校終ニ
年始御
御手ハ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

小細物縫ひ子供
[illegible]
一 四月九日公事宿寺社
掛り御役所
一 清水家御附家来
御役所
一 年始御礼
[illegible]
一 右掛り御奉行所
[illegible]
事

一 一覧
一 四度公事訴訟
一 一切取扱ひ
[illegible]
事
一 訴訟申請者
[illegible]
自分
事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

一 所人とよ力門口に立ち家業に於也
入ることを何時なりとも立ち入ることを拒むこと
子ニ義ニ属ス事
一 家毒ニ対シ前項時ニ於ル立ち入ることを拒むこと
上何ニよらず捕吏ニ抵抗シ又ハ逃走シ又ハ
他所ニ於テ新ニ逃走シタル者ヲ捕ヘントスル時ニ於テ
ヲ新ニ逃走シタル者ヲ捕ヘントスル時ニ於テ
シ事
一 所中ニ於テ刑ニ服スル者ヲ門ヲ通ス事ヲ拒ム

所ニ送ル仕ル者ニ於テ
拒ム事ヲ得ス
一 左ニ掲ル者ニ於テハ
ニ於テ
一 逃走シタル者ヲ所ニ
ニ於テ
一 逃走シタル者ヲ所ニ
ニ於テ
一 逃走シタル者ヲ所ニ

寛文六　午年五月廿晝

在城中日下知條々

定

一大坂在城中万事以前ニ相定候ハ
者ニ而も候ハ、能知之ニ金銀ニ而
納来候一倍ニ而売買致候ニ付而
ニ而も重而ニ而も不苦事

一国持ニ而も預ニ而も毎朝ニ乗物ニ
用ニ而も漫ニ出申間敷事

一在城中ニ而入念ニ而
無用ニ物売候ハ、
ニ而も売買致間敷事

一在城中ニ而ハ、
入申間敷候ニ付
ニ而も無用ニ
ニ而も売買致間敷事

一在城中ニ而ハ、
ニ而も売買致間敷事

一在城中ニ而ハ、
ニ而も売買致間敷事

一在城中ニ而ハ、

一 [illegible]
事
一 [illegible]
所中[illegible]
不[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

大坂町中事

一町屋中事ニ付而ハ町中ニ而ハ不及申ニ一切ニ
無用ニ而ハ無之候得共無益之儀ハ
無用ニ可仕候尤町中ニ而ハ不及申ニ
惣而

一於町中ニ喧嘩者捕申ニ付而ハ
無用ニ可仕候尤喧嘩ニ付而ハ
惣而

一町人ニ而も武士ニ而も御公儀
御ゆるし無之内ハ何時も
承届ル事

一喧嘩ニ而ハ無之ニ刀ニ而
手上候ものも捕ル事
ニ付而ハ
ニ而ハ
ニ而ハ
ニ而ハ

一町中ニ而刀ニ而ハ
無用ニ可仕候事

一町中ニ而刀ニ而ハ
無用ニ可仕候事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1
ガラス使用

を取扱ひ仕り候者捕縛され候節
申出る事
一 附添を取り其場を始め
みだりがましき事
捕縛を取扱ふ事

本文御憲三年宮十月十日
改

元禄二己巳年宮四月
大坂御城近所火事ニ付
覚
一 御城近辺火事ニ付
出火ニ而も一鳥銃
打候ハヽ
御門外ニ而も
御門内ニ而も
其外御城中ニ而
如何様之事

御懇意の御世事
時々御出の節
なやまし
御物語
事無仕
入而
御

延喜三四宮年

寛延二己巳年八月

大坂御奉行所

永井肥前守様

今度御拝領之

我儘事有之候ハヽ早速可申上候為後日
一札如件

寛延二己巳年八月

大坂御奉行所

永井肥前守様

今度御拝領之

我儘事有之候ハヽ早速可申上候為後日
一札如件

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛延二巳年八月

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

卯
115
1

東京圖書館

門	類	函	架	號	冊
		卯		一	二五

憲教類典

二ノ十八　駿府在番
二ノ十九　伏見在番
二ノ二十　遠國奉行

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

明暦二丙申年三月九日

一自今以後諸人家書之時年号之下万事ニ
御条目之通可被相守事

一諸役人家督之儀跡目不相違可被仰付事

一諸国之城主幷諸役人共ニ其領分之儀ニ付
而新儀之義申懸間敷事

一諸国之城主幷諸役人共ニ其領分之儀ニ付
而公事出入有之節ハ双方之申分聞届
理非を糺明いたし可申付事

一諸国之城主幷諸役人共ニ其領分之儀ニ付
而新儀之義申懸間敷事

一諸国之城主幷諸役人共ニ其領分之儀ニ付
而公事出入有之節ハ双方之申分聞届
理非を糺明いたし可申付

一 布告書ハ官報ヲ以テ掲載シ又ハ新聞紙ニ掲載スルヲ以テ之ニ代フルコトアリ

明治二十四年五月九日

勅令

一 貴族院令第九条ノ事ハ衆議院ニ之ヲ準用ス

一 貴族院ニ於テ為シタル宣誓ハ衆議院ニ於テ為シタル宣誓ト同一ノ効力ヲ有ス

一 貴族院ニ於テ為シタル証言ハ衆議院ニ於テ為シタル証言ト同一ノ効力ヲ有ス

一 貴族院ニ於テ為シタル証言ニ付テハ衆議院ニ於テ為シタル証言ニ関スル罰則ヲ適用ス

一 貴族院ニ於テ為シタル証言ニ付テハ衆議院ニ於テ為シタル証言ニ関スル罰則ヲ適用ス

明治二十四年五月九日

勅令

一 貴族院令第九条ノ事ハ衆議院ニ之ヲ準用ス

一 貴族院ニ於テ為シタル宣誓ハ衆議院ニ於テ為シタル宣誓ト同一ノ効力ヲ有ス

一 貴族院ニ於テ為シタル証言ハ衆議院ニ於テ為シタル証言ト同一ノ効力ヲ有ス

一 貴族院ニ於テ為シタル証言ニ付テハ衆議院ニ於テ為シタル証言ニ関スル罰則ヲ適用ス

一 貴族院ニ於テ為シタル証言ニ付テハ衆議院ニ於テ為シタル証言ニ関スル罰則ヲ適用ス

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 毋論事新ニ届ケ之事ヲ為サ
カ又ハ事ヲ仕シ
ヲ事合ヒ金ヲ
申シ事ヲ
一 捺証ヲ
一 但シ本シ後ヘ
定ヲ数ヲ
事シ
一 即決ヲ

ヲ下ノ
世ヲ
ヲ改ヲ
附則ヲ
シ悪事
ハヲ
御ヲ
ヲ事
一 町シ

一 [illegible]

一 御当家御代々御事

一 御知行之御事

寛文八戊申年十月廿日

寛文八戊申年十月廿日

一 覧

一 御当家御代々御人数一万石以上之面々

御順ニ御書載之御家中惣御人数

御当家御代々御人数一万石以上之面々

御順ニ御書載之御家中惣御人数

寛文八年申極月二日

寛文八年申極月二日

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 自然ノ災害ニ付キ事

一 訴訟ニ付キ事

一 盗賊ニ付キ事

一 博奕ニ付キ事

一 喧嘩ニ付キ事

一 火事ニ付キ事

一 町中ニ火事ニ付キ事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

三十九
休見在番

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

二ノ十九

伏見在番

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

大日本憲

慶長八癸卯年七月廿

一 條

一 條中

一 事

一 集

一 事

一 事於土方

（ママ）

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

一 従公儀御書物御停止之
一 喧嘩口論堅御停止之
一 諸事万端奉行所江相届
可申候若届無之
徒党企申者
一 自然御法度之
事

一 毛宮方一統ニ御為ニ
成事ハ不及申
一 諸人之為ニ成事
一 用ニ立事
一 御慰ニ成事
右之條々堅可相守
若違犯之族有之
者速可被処
罪科者也

慶長十四年七月吉日　御判

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

傷害

一 他見ヲ加ヘ其身ニ負傷セシメ又ハ疾病ニ罹ラシメタル者ハ傷害ノ罪ヲ以テ論ス

一 立会ノ上ニテ双方合意ノ上ニテ為シタル者ハ傷害ノ罪ヲ以テ論セス

一 立会ノ上ニテ双方合意ノ上ニテ為シタル者ト雖モ其ノ為ス所ノ事

一 立会ノ上ニテ双方合意ノ上ニテ為シタル者ト雖モ其ノ為ス所ノ事

一 故ラニ重大ノ傷害ヲ為シタル者ハ重禁錮ニ処ス

一 立会ノ上ニテ双方合意ノ上ニテ為シタル者ト雖モ其ノ為ス所ノ事

一 自殺ヲ教唆シ又ハ之ヲ幇助シタル者ハ重禁錮ニ処ス

為シタル二至リテハ

一 傷害ヲ受ケタル者ハ其ノ傷害ヲ為シタル者ニ対シ告訴ヲ為スヲ得

止事

一 本章ニ掲ケタル罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

本章ニ掲ケタル罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

事

一 [illegible] 表書 [illegible]
十人 [illegible] 但 [illegible] 人
五人 [illegible] 矢倉 [illegible] お [illegible]
一 [illegible] 記 [illegible] 書 [illegible]
[illegible] 事

一 表 [illegible] 書 [illegible] 二人 [illegible] 裏 [illegible]
[illegible] 元 [illegible] 宅 [illegible] 仕事

一 [illegible] 書 [illegible] 森
一 [illegible] 小笠原 [illegible] 但 [illegible] 指 [illegible] 立
[illegible] 事 [illegible] 於 [illegible] 打 [illegible]
書 [illegible] 井 [illegible] 但 [illegible]
仕事 [illegible] 及事
一 [illegible] 記事 [illegible] 但 [illegible] 土 [illegible] 城 [illegible]
元仕事

一 吉敷 [illegible] 書 [illegible] 森
[illegible] 元 [illegible] 門

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

二ノ二十

遠國奉行

正保四丁亥年六月廿三日

一　近江丹波両国領知目録

覧

一　近江丹波両国領知朱印

一　寺社之事惣而寺社領之

一　寺社之法度

一　諸寺諸山之法度

一　諸社禰宜神主之法度

一　諸社領之事

一　寺社之事惣而寺社領

一　寺社之法度

一　諸寺諸山之法度

一　諸社禰宜神主之法度

一　諸社領之事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

延宝三甲寅年六月十八日

一 毒虫の外、虫物に付毒虫
一 本町筋上町筋之
刀脇差之外帯
所之者共会合
会席之節
飲食料也

延宝三寅六月

播磨

但馬
丹波
美濃

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

延寶四丙辰年十月
吉祥日

目覽

一 吉祥寺殿ゟ仕來候仏事入會
四拾五日法事遣申
ス事并ニ精進ニ
仕候事

一 吉祥門主家法五師得意ゟ社
參ス事自然ニ御參詣ニ
候ハヽ御振舞ニ
仕候事

一 吉祥寺殿ゟ戸田越前守
ニ遣ス事

一 第一ニ參會ス
ル事

一 於和州ハ新勅許
ニ候ハヽ一乘院
ニ准ス事

一 於教生坊ハ新勅許
不仰候ハヽ寺領
ニ准ス事

附於事許精
事

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1
ガラス使用

事業ヲ
仕事
右條々ヲ
延宝四年
但馬
大和
安房
雅楽

清右衛門
元文元年四月
江戸ヨリ
高木板文政年間
人ノ話ヲ
ノ話ヲ
ヲ

日限

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

寛延三庚午年八月

一金子拾枚雨具料
右之通被下候間
可請取旨
奉畏候
以上

八月廿日

宝暦六丙子年二月

一御勘定所ニ而被仰渡候
御覆并見分用ニ
付料関所ニ金五拾両
ニ積り書付
差出候事

関外

物書料金三拾両

二十一関内

物書料金弐拾両

右之通被下候間
可請取旨
奉畏候
以上

ニノ廿一

鳥々

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

寛文九己酉年十月

一 公儀御用之事ハ不及申
寺社方ニ而も
事

一 諸流儀之掛物
家之書物
ん 表具之平打
之而ハ

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

一手代共ハ年二百俵ニ而
其人ニ応し若干ノ屋敷
等ハ其ニ応し相渡し可申
但し外ニ何ニ而も一切ニ
仕事
一御勘定奉行ハ諸事ニ
取扱ひ
一御勘定ハ諸事ニ
取扱ひ
一御勘定吟味役ハ諸事ニ
取扱ひ
一御目付ハ諸事ニ
取扱ひ
一御小人目付ハ諸事ニ
取扱ひ
一御徒目付ハ諸事ニ
取扱ひ
一御普請役ハ諸事ニ
取扱ひ
一御小人ハ諸事ニ
取扱ひ
一御賄頭ハ諸事ニ
取扱ひ
一御賄組頭ハ諸事ニ
取扱ひ
一御賄方ハ諸事ニ
取扱ひ
一御賄小頭ハ諸事ニ
取扱ひ
一御賄小人ハ諸事ニ
取扱ひ
一御賄下役ハ諸事ニ
取扱ひ
一御賄下役ハ諸事ニ
取扱ひ
一御賄下役

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

為替曲事ニ付御願之筋有之候間
早速事

一御手紙ヲ以御注意有之候南部支配所
ヘ御出張

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

卯
115
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』 請求記号 卯-1

ガラス使用

卯
合 66
1

国立国会図書館　タイトル『憲教類典』　請求記号 卯-1

ガラス使用

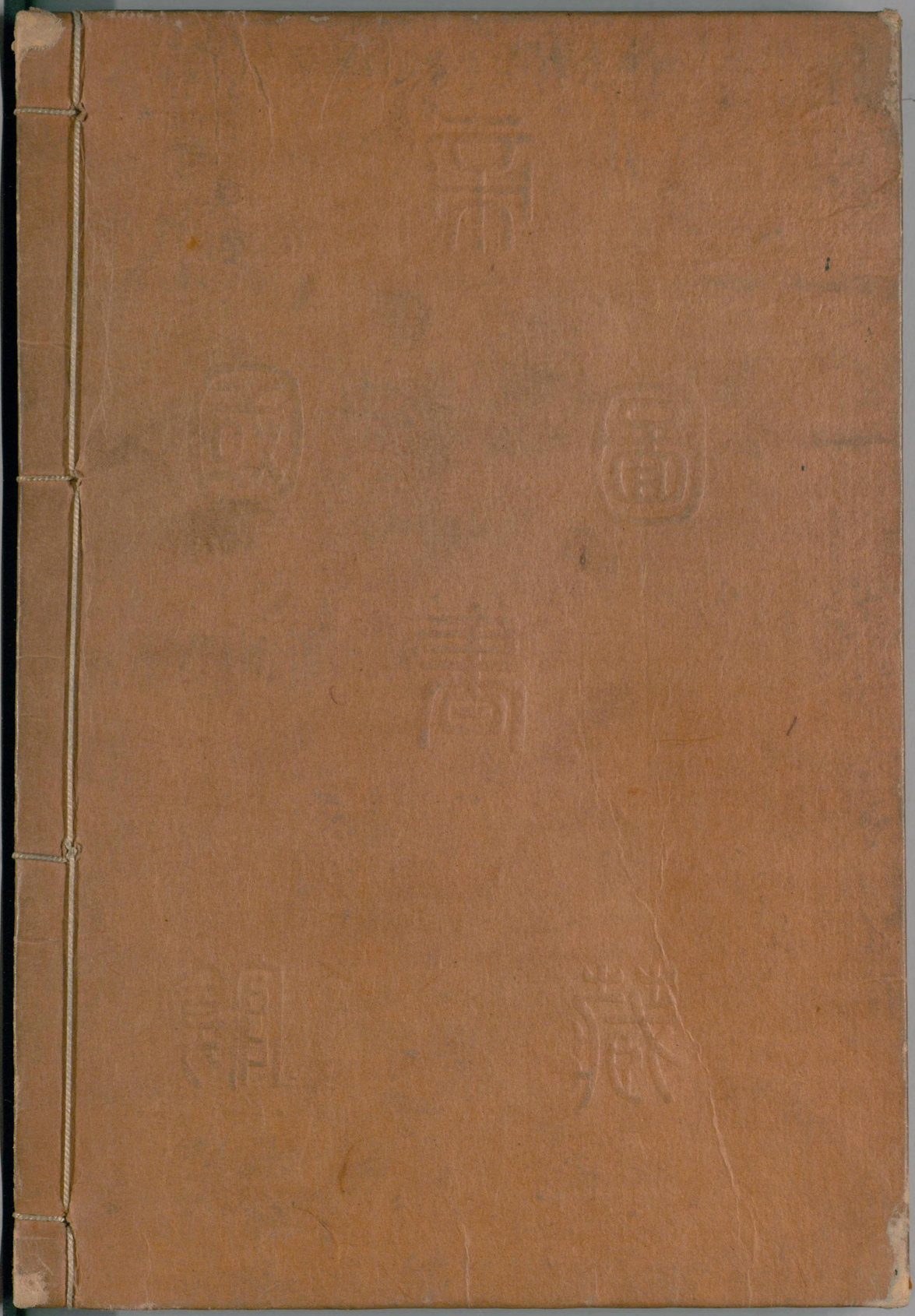

国立国会図書館　　タイトル『憲教類典』　請求記号　卯-1

ガラス使用